
役員及び評議員の報酬等規程

社会福祉法人偕行塾

役員及び評議員の報酬等規程

第1条 目的及び意義

第2条 定義等

第3条 役員等の報酬等の支給

第4条 常務理事の報酬等

社会福祉法人偕行塾 役員及び評議員の報酬等規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人偕行塾（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第 3 条 定款第 8 条及び第 2 1 条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しての報酬等は支給しないものとする。

(常務理事の報酬等)

第 4 条 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けてこの法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、職務執行の対価として、別表のとおり報酬を支給するものとする。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

附則

1. この規程は、平成 2 9 年 3 月 3 0 日より適用する。
2. この規程は、平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
常務理事業務報酬等(月額)	83,000円	この法人の職員との兼務が無い場合のみ支給とする。